

千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県都市計画審議会議事運営規則第9条第2項の規定に基づき、千葉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は公開とする。ただし、会議の内容が、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号の不開示情報に該当する場合、又は、会議を公開することにより、審議会の公平かつ円滑な運営に著しく支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第3条 前条ただし書きの規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会にはかって決定する。

(審議会開催の周知)

第4条 審議会の開催については、開催日の1か月前までに公表する。

- 2 公表の方法は、記者発表、県ホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。
- 3 公表の内容は、会議名、日時、場所、議案名、傍聴受付方法、傍聴人の定員及びその他必要事項とする。

(傍聴人の決定等)

第5条 会議の公開は、傍聴により行う。

- 2 傍聴人の定員は15名以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。
- 3 傍聴を希望する者は、住所、氏名及び電話番号を記載した書面により、第4条により公表する期限までに申し込むものとする。
- 4 傍聴人は、原則として審議会開催日の7日前までに決定するものとし、傍聴申出人が定員を超えた場合は抽選により決定し、受付締切時点で傍聴人が定員に満たない場合は傍聴申出人全員を傍聴人とする。
- 5 傍聴人には、あらかじめ傍聴人決定通知を送付するとともに、当日受付において、傍聴証、議案概要及び傍聴要領を交付する。
- 6 また、傍聴人が定員に満たない場合、審議会開催の当日申込を受け付ける。当日申込受付は、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。
- 7 前項の申出人が所定の人員を超えた場合は抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申出人が所定の人員に満たない場合は傍聴申出人全員を傍聴人とする。

(入場制限)

第6条 次の者は、審議会の会場に入場することはできない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 銃器、棒その他、人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者
- (3) かさ、つえ（会長の許可を得たものを除く）、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、カメラ、双眼鏡の類を携帯している者。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (8) 酒気を帯びていると認められる者
- (9) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴人は、会議の議長の指示に従わなければならない。
- (2) 交付された傍聴証は、会場を退場するまでこれを着用し、会場を退場する際に受付に返却しなければならない。
- (3) 会場における写真、映画、テレビ等の撮影及び録画、録音等をしてはならない。
- (4) 会議の開催中は、静粛に傍聴するものとし、審議の可否の表明、拍手、談笑、唱歌、発言等をしてはならない。
- (5) 携帯電話、PHS、ポケットベルその他これらに類するものは、使用できないよう電源を切らなければならない。
- (6) パソコン、ワープロ、その他これらに類するものを使用してはならない。
- (7) 鉢巻、腕章の類をする等、示威的行為をしてはならない。
- (8) 帽子、外套、襟巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (9) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (10) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしてはならない。
- (11) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第8条 議長は、傍聴人がこの要綱に違反したときはこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

- 2 第2条ただし書きの規定により審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴人を退場させるものとする。

(報道関係者の傍聴)

- 第9条 報道関係者の傍聴は、この要綱を準用する。ただし、第5条の規定は適用しない。
- 2 報道関係者は、会長の許可を得て、審議開始前の会議の冒頭を写真撮影、録音及び録画することができる。

(意見書の取扱い)

- 第10条 意見書が提出された議案については、意見書の提出者名及び住所を伏して、千葉県情報公開条例第8条に配慮した取扱いを行う。

(雑則)

- 第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月25日から施行する。